

「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の 認証を受けたい

「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」は国の特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに準拠し、農薬や化学肥料などの使用を県の慣行基準の5割以下に節減して生産された農産物を県が認証し、消費者により信頼性の高い農産物を供給していく制度です。

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度

○特別栽培農産物とは？

農薬や化学肥料（窒素成分）を通常の（慣行基準）と比べ5割以下に減らして生産した農産物です。県では、計58品目の農産物について慣行基準を定めています。

○対象農産物

本県において生産される米、麦、豆類、茶等乾燥調製した農産物と野菜及び果実が対象となります（加工品は除く）。

○認証の区分

農薬や化学肥料を慣行基準の5割以下に節減する節減栽培と、全く使用しない不使用栽培の組合せで4つの認証区分を設けています。

- (1) 農薬・化学肥料不使用栽培農産物
- (2) 農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物
- (3) 農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物
- (4) 農薬・化学肥料節減栽培農産物

○申請について

本制度の認証を受ける場合は、まず、認証申請を行う必要があります。また、作物や栽培時期によって申請の受付期間が異なりますので注意してください。詳細については、

みやぎ米推進課ホームページ

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/ninsyou-top.html>) をご覧いただくか、下記にお問い合わせください。

◇注意！ 「有機農産物」, 「有機栽培」, 「オーガニック」と表示したい方は

本制度で農薬・化学肥料不使用栽培農産物の認証を受けても、「有機農産物」, 「オーガニック」等の表示はできません。

JAS法に基づく手続きが必要となりますので、詳しくは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター仙台センター（仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎 電話：050-3797-1890）にお問い合わせください。

お問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部 みやぎ米推進課 環境対策保全班 e-mail : miyamai-kt@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2845
- ・各地方振興事務所（地域事務所）農業振興部（「11相談窓口」を参照）